

理 由

本地区は、平成 31 年 3 月改定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区である。

現地は年数の経過とともに農地以外の土地利用が見受けられるようになってきているが、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」では、この「市街地ゾーン」について、未形成の地域については、周辺の土地利用に配慮しながら面的整備を促進するとともに、地域ごとに直面する課題への対応を含め、良好な生活環境の整った市街地整備を図るものとしている。

このようなことから、周辺の住環境及び営農環境等との調和にできる限り配慮した商業地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものである。